

## 長等の損害賠償責任の見直しについて

長野県総務部コンプライアンス・行政経営課

### 1 概要

長や職員等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責することを条例で定めることが可能となったもの。

- ・条例で上限額を定める際は、長等の職責その他の事情を考慮して「政令で定める基準」を参酌することが必要
- ・条例の施行日以降の長等の行為に基づく損害賠償責任について適用
- ・法施行日：令和2年4月1日

### 2 政令

対象となる者（本県の場合）	政令で定める基準
知事	基準給与年額（※）の6倍
副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員	" 4倍
公営企業管理者、人事委員、労働委員、収用委員、内水面漁場管理委員	" 2倍
警察本部長	" 2倍
その他の地方警務官	" 1倍
上記以外の職員	" 1倍

（※）基準給与年額の算定方法その他必要な事項は総務省令で定める。

下限額は、「給与基準年額」とする。

### 3 条例案

- ・上限額は、それぞれ「政令で定める基準」どおりとする予定
- ・施行予定日：令和2年4月1日
- ・2月県議会に提出の予定